

公 示 送 達 書

公 示

地方税法第20条の2の規定により下記書類を公示送達します。

なお、この書類は、当町において保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8 年 9 月 30 日

六戸町長 佐藤 陽 大

書類の名称	公示送達を受けるべき者の氏名	摘 要
令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 督促状(第2期分)	坂東 竜之介	

地方税法
(公示送達)
第20条の2

地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

3 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。